特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子ども子育て支給の認定、請求、審査、支払いに関する事 務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、保育料の賦課、決定、徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

令和5年12月20日

I 関連情報

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	子ども子育て支給の認定、請求、審査、支払いに関する事務						
②事務の概要	子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付 2. 利用調整:入所選考基準に基づいて、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査、支払処理 4. 負担額徴収管理:住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携						
③システムの名称	宛名管理システム(保育認定システム)、住民記録システム、個人住民税システム、サービス検索・電子 申請機能、申請管理システム						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
子ども子育て児童台帳情報フ	ァイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項,第94項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律第一の主務省令で定める 事務を定める命令(昭和26年 内閣府 総務省 令第5号)第68条						
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 13 , 116 の項						
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	教育委員会教育部こども課幼保係						
②所属長の役職名	こども課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							

請求先 総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 教育委員会教育部こども課幼保係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3496

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和5年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		手上估口瓢	ᄺᆂᆩᆉᄼᅚ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	《全項目評価書
されている。	也(筬)送りこ	りいては、それぞれ !	里 思垻日計	個者又は王は	貝日評価書に あいて、リ 人	グ対束の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・注	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更簡所

変更箇層					ı
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I -1-3	子ども子育てシステム、保育認定システム、宛 名管理システム	保育認定システム, 宛名管理システム	事後	
平成29年2月24日	I -2	子ども子育て児童台帳情報ファイル,子ども子育て家族台帳情報ファイル,学童保育児童台帳情報ファイル,学童保育家族台帳情報ファイル	子ども子育て児童台帳情報ファイル, 子ども子 育て家族台帳情報ファイル	事後	
平成29年2月24日	I -3	·番号法第9条第1項別表第一 第94項	・番号法第9条第1項別表第一 第8項,第94項 ・主務省令で定める~命令 第68条	事後	
平成29年2月24日	I -4-①	実施しない	実施する	事後	
平成29年2月24日	I -4-2		番号法第19条第7号 別表第二 13,116の項	事後	
平成29年2月24日	I -5-①	健康福祉部こども課幼保係	教育委員会こども課幼保係	事後	
平成29年2月24日	I -5-②	こども課長 岡田 賢太郎	こども課長 富田 〈み子	事後	
平成29年2月24日	I -8	健康福祉部こども課幼保係	教育委員会こども課幼保係	事後	
平成29年2月24日	Ⅱ —1	41821	42767	事後	
平成29年2月24日	Ⅱ-2	41821	42767	事後	
平成29年6月8日	I -5-①	教育委員会こども課幼保係	教育委員会教育部こども課幼保係	事後	
平成29年6月8日	I -8	教育委員会こども課幼保係	教育委員会教育部こども課幼保係	事後	
平成29年6月8日	II — 1	平成29年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月8日	II -2	平成29年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
令和2年9月10日	I -1-②	教育法(昭和22年法律第26号)などの関連法に 基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認 定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支 給を行う。 1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認 定区分を判定し、認定証を利用者に交付 2. 利用調整:入所選考基準に基づいて、施設 別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払:事業所からの請求に対して、 審査、支払処理 4. 負担額徴収管理:住民から徴収する負担額 の徴収管理 5. 交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情 報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携	教育法(昭和22年法律第26号)などの関連法に 基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認 定者及び認可外施設等を利用する給付認定者 の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を 行う。 1. 支給及び給付認定事務:「保育の必要性」に よって認定区分を判定し、認定証を利用者に交 付 2. 利用調整:入所選考基準に基づいて、施設 別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払:事業所からの請求に対して、 審査、支払処理 4. 負担額徴収管理:住民から徴収する負担額 の徴収管理	事後	
令和2年9月10日	Ⅱ —1	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月10日	Ⅱ-2	令和元年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
	I -1-3	保育認定システム、宛名管理システム	宛名管理システム(保育認定システム)、住民 記録システム、個人住民税システム、サービス 検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	